

平成28年第1回揖斐川町議会定例会が、3月3日から11日までの9日間の会期で開催されました。

初日には、4月号に掲載のとおり正・副議長の選挙と各委員会の構成変更が行われました。続いて町長から、平成28年度予算案をはじめとする59議案の提案説明が行われ、このうち7議案が承認・可決・同意され、残る52議案の審査は各委員会に付託されました。

これを受け、4日には議員全員で構成する予算特別委員会、8日には総務文教常任委員会、9日には民生建設常任委員会がそれぞれ開かれ、付託された議案等の審査が行われました。

10日の定例会2日目には、4名の議員が一般質問を行いました。

最終日の11日には、付託された議案の審査結果が各委員長から報告され、質疑・討論・採決が行われ、すべての議案が原案どおり可決されました。また、この日総務文教常任委員会委員長から、継続審査とされていた請願の審査結果が報告され、質疑・討論・採決が行われ、不採択と決定されました。

本定例会に提出された案件の主な内容、また一般質問および答弁の要旨は次のとおりです。

承認案件

●**揖斐川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（専決処分事項の承認）**

平成28年度税制改正において、一部の手続きにおける個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたため、必要の改正が行われました。

条例案件

●**揖斐川町行政不服審査会条例の制定**

平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日に施行される行政不服審査法において、行政不服審査を行う第三者機関を設置することとされているため、本条例が制定されました。

●**揖斐川町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定**

行政不服審査法において、請求のあった資料を提供する場合に手数料を徴収することとされているため、本条例が制定されました。

●**揖斐川町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

行政不服審査法において、「異議申立て」が廃止され「審査請求」に一本化されること等に伴い、関係条例について所要の改正が行われました。

●**揖斐川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例**

平成28年1月1日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、特定個人情報

の庁内連携を必要とする情報を新たに追加するため、所要の改正が行われました。

●**揖斐川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

平成28年4月1日から施行される学校教育法等の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、所要の改正が行われました。

●**揖斐川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例**

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月22日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正が行われました。

●**揖斐川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例**

平成27年度人事院勧告により、国家公務員の給与の改定が行われることに伴い、議会議員の期末手当を0・1月分引き上げるよう所要の改正が行われました。

●**揖斐川町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

平成27年度人事院勧告により、国家公務員の給与の改定が行われることに伴い、常勤の特別職職員の期末手当を0・1月分引き上げるよう所要の改正が行われました。

●**揖斐川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

平成27年度人事院勧告により、給与表の改定及び勤勉手当の割合の増加が示されたこと、また平成28年4月1日から

行政不服審査法が全面改正されるため、所要の改正が行われました。

●**揖斐川町公民館条例の一部を改正する条例**

揖斐川町地域交流センター「はなもも」の新設により、中央公民館を廃止するため、所要の改正が行われました。

●**揖斐川町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例**

谷汲デイサービスセンターの谷汲名礼地区への新築移転等により、全部改正が行われました。

●**揖斐川町高齢者ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例**

平成28年度から揖斐川町高齢者ふれあいセンターを閉鎖するため、本条例が廃止されました。

●**揖斐川町国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

平成28年度から谷汲国民健康保険横蔵出張診療所を閉鎖するため、所要の改正が行われました。

●**揖斐川町下水道条例の一部を改正する条例**

下水道法施行令の一部を改正する政令が平成27年10月7日に公布されたことに伴い、所要の改正が行われました。

●**揖斐川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例**

平成28年4月1日から機能別消防団員を設置するため、所要の改正が行われました。

● 揖斐川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、傷病補償年金及び休業補償年金の額に乘じる調整率の改正が平成28年4月1日から施行されること、また平成28年4月1日から行政不服審査法が全面改正されるため、所要の改正が行われました。

予算案件

● 平成28年度一般会計及び20特別会計の予算と1企業会計の予算が可決されました。(詳細は4月号参照)

○ 平成28年度一般会計予算額

135億円

○ 平成28年度特別会計予算額(20会計)

70億1590万円

○ 平成28年度水道事業会計予算額

7億2909万7000円

● 平成27年度揖斐川町一般会計補正予算(第5号)

補正額 3億642万5000円増額

補正後予算額

167億4457万9000円

● 平成27年度揖斐川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正額 199万9000円減額

補正後予算額

31億2150万1000円

● 平成27年度揖斐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正額 1299万8000円減額

補正後予算額

2億9080万2000円

● 平成27年度揖斐川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算(第1号)

補正額 992万7000円減額

補正後予算額

1億327万3000円

● 平成27年度揖斐川町谷汲簡易水道特別会計補正予算(第2号)

歳出科目間の増減のため、予算額の増減はありません。

● 平成27年度揖斐川町北部簡易水道特別会計補正予算(第2号)

歳出科目間の増減のため、予算額の増減はありません。

● 平成27年度揖斐川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

補正額 1億3950万円減額

補正後予算額

12億4688万1000円

● 平成27年度揖斐川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

補正額 6250万円減額

補正後予算額

5億3490万円

● 平成27年度揖斐川町個別排水事業特別会計補正予算(第1号)

補正額 3054万3000円減額

補正後予算額

1億2505万7000円

● 平成27年度揖斐川町町営住宅事業特別会計補正予算(第3号)

歳出科目間の増減のため、予算額の増減はありません。

● 平成27年度揖斐川町杉原地域土地取得等特別会計補正予算(第1号)

補正額 114万円減額

補正後予算額

166万円

● 平成27年度揖斐川町徳山ダム上流域公有地化特別会計補正予算(第1号)

補正額 3億5316万2000円減額

補正後予算額

1億6733万8000円

● 平成27年度揖斐川町地域情報特別会計補正予算(第1号)

補正額 222万4000円減額

補正後予算額

2億5647万6000円

人事案件

各委員の選任、推薦、任命並びに各組合議会議員の選挙が行われました。

● 揖斐川町固定資産評価審査委員会委員の選任

次の方を選任することに同意されました。

中川順人さん(西横山)

● 人権擁護委員の推薦

次の方を推薦することに同意されました。

國枝幸子さん(谷汲長瀬)

丸山慶子さん(坂内坂本)

● 揖斐川町教育委員会教育委員の任命

次の方を任命することに同意されました。

川瀬善忠さん(谷汲長瀬)

● 足打谷林野組合議会議員の選挙

揖斐川町から選出する組合議会議員に

次の方が当選されました。

小畑秋司さん(市場)

森 重幸さん(瑞岩寺)

森 泰朗さん(春日六合)

● 檜原谷林野組合議会議員の選挙

揖斐川町から選出する組合議会議員に

次の方が当選されました。

所 繁さん(春日六合)

所 久善さん(春日六合)

佐名照正さん(春日六合)

梅村和明さん(市場)

内田金幸さん(白樺)

岩井文夫さん(黒田)

河岸 正さん(新宮)

窪田武久さん(岡)

立木 伸さん(和田)

● 揖斐郡養基小学校、養基保育所組合議会議員の補欠選挙

揖斐川町から選出する組合議会議員に次の方が当選されました。

成瀬雅弘議員

その他案件

● 揖斐川町過疎地域自立促進計画の変更

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成27年度までの計画の一部が変更されました。

● 揖斐川町過疎地域自立促進計画の策定

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成28年度から平成32年度までの計画が策定されました。

● 揖斐川町粕川ふれあい市場生産物直売施設の指定管理者の指定

指定管理者 Do INAKA(株)

指定の期間 平成28年4月1日～

平成31年3月31日

● 町道の路線の認定

町道の6路線が認定されました。

● 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願

本請願については、不採択と決定されました。

ここが聞きたい一般質問

議員4名が町政を問う

本定例会の一般質問の要旨をお知らせします（紙面の都合上、質問および答弁は要約しています）

小倉昌弘議員

地域交流センターについて

地域交流センターは、中央公民館大ホールの耐震強度不足や音響設備の老朽化などが建設の主な理由でしたが、完成後も中央公民館大ホールを利用しています。本来ならすぐに利用を移行するべきだと思いますが、地域交流センターは使い勝手が悪いのか、近いうちに大地震は起きないという確信があるのか。また、地域交流センターの愛称発表式では音が響いて挨拶がとて聞きにくかったのですが、これは音響設備に問題があるのか、ホール設計に問題があるのか、どのように考えていますか。

地域交流センターの愛称は、ひらがなの「はなもも」と発表されましたが、揖斐川町には高齢者住宅「はなもも」など町の施設や民間でも「はなもも」という名前を使っています。愛称というのは「はなもも」と言えはすぐにどこなのか分かるというのが良く、親しみを込めて「はなもも」と言ってもどこなのか分からないというでは、愛称と言えないのではないのでしょうか。愛称は「はなもも」ではなく、ほかの簡単に言って誰でも分かる親しみの持てる名前にするべきだと思いますが、町長、教育長の考えを伺います。

町長

地域交流センターの愛称については、昨年の総務文教常任委員会での、もっと親しみやすい名前にしてはどうかという発言を受けて、昨年11月に広く町民に募集したところ179作品の応募がありました。12月21日に議会議長、社会教育委員、公民館代表の方々に参集いただき愛称選考会を行い、地域交流センター「はなもも」に決定して、1月24日の地域交流センターまつりにおいて愛称発表式を開催しました。「はなもも」は町の花であり、桂川沿いには多くの「はなもも」があり、地域交流センターの愛称が「はなもも」というのは、私個人的にも違和感なく、あの辺りの風景がイメージできるものであり、すばらしいと感じています。

「はなもも」という名称については、町内で施設名、イベント名で使われており、地域交流センターの愛称と同じ名前では紛らわしいとのこと意見でしたが、町としては「町の花」であり、昨年10月に策定した揖斐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2次総合計画「自然健康のまち いびがわ」を進めるにあたって、町内外へ向けてアピールできる一つの資源であり、今後町全体で盛り上げていきたいと考えています。

教育長

最初に中央公民館大ホールから地域交流センター「はなもも」への移行についてですが、昨年9月5日の竣工式後は、音響、照明、舞台機構などホールとしての準備期間が必要であり、町の行事を中心に順次利用の移行を計画的に行い、昨年12月28日をもって完全に移行を終了

し、1月から広く住民の方に利用いたしています。よって、現在は中央公民館大ホールの利用は行っていない。

続いてホールの音響についてですが、ご指摘のあった愛称発表式では、愛称発表後に予定していましたステージ発表用に下手に音響操作卓を設置しており、発表式では音響のバランスが崩れ、客席前方の聞こえ方が十分でなかったと捉えています。音響関係については、設定、操作に高度な技術を要するため、式典、講演会などでの簡易な操作は施設職員が行い、センターまつりなどの舞台発表は、施設の設備を利用して地元業者で対応できないかと考えており、発表式では研修中であつたと聞いています。勿論大掛かりなものについては、機材を持ち込み専門業者による対応となっています。その後は、特に問題がなく運営できており、音響設備やホールの設計には問題はないと認識しています。今後は舞台設置にかかわらず、客席の聞こえ方にも十分配慮をした音響の事前テストを行うよう音響を操作する者に十分指導するとともに、音響設備に限らず利用者が十分に満足していただけホール運営に努めます。

小倉昌弘議員

マイナンバー制度について

マイナンバー制度とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で特別な場合を除き一生変更できない大変重要な番号であるとともに、大変危険な番号であると思っています。マイナンバーの取り扱いについては、パーテーションの設置や覗き見されない座席配置など個人情報保護法よりも厳格な保護処置が設けられているが、

役場での安全管理は守られているのか。また、あたかも強制するような言い方で私にも町からマイナンバー利用同意書の提出依頼があつたが、この利用同意書は提出しなければならぬのか。職員の教育、勉強会などは、どのように行っているのか。また、重要な個人情報が入ったマイナンバーカードは、毎日持ち歩くべきなのか、大事に家に保管するべきなのか。今議会でもマイナンバー制度に関連した新たなセキュリティ対策の予算が組まれているが、絶対安全ということは無く、個人情報が集約されればされるだけ危険な制度だと考えます。

内閣府、国税庁、厚生労働省からは、いろいろな書類にマイナンバーの記載がなくても受理するし、そのことにより不利益は与えないとの回答を得ており、無理してお金を使ってこんな危険な制度を進める必要はないと思いますが、町長の考えを伺います。

町長

社会保障・税番号制度は、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化という3つの目的のために国策として導入されました。地方公共団体では「個人番号利用事務」を実施するとともに、事業所としての立場で「個人番号関係事務」を取り扱うという2つの立場でマイナンバーを取り扱います。役場の税務課・住民課・福祉課・子育て支援課・健康増進課・建設課・学校教育課が「個人番号利用事務」つまり行政としての事務を取り扱っており、その一方で事業所として、給与を支払う職員の個人番号や報酬などを支払った住民の皆さんや講師の方々の個人番号を本人から提供してい

ただ「個人番号関係事務」を総務課や会計課が中心となり実施しています。

「個人番号利用事務」と「個人番号関係事務」は、番号法上明確に区分されています。

企画部長

1点目の安全管理体制についてですが、揖斐川町情報セキュリティポリシーで指針を定め、物理的セキュリティとして情報取扱区域を定めて情報システムや職員等が利用する端末や電磁的記録媒体等を管理すること、人的セキュリティとして職員が遵守すべき事項など詳細に定めており、職員研修において町情報セキュリティポリシーに基づき、離席時など不使用時にパソコンをロックすること、使用端末の適切なパスワード管理、執務室内のパソコンについて住民や担当以外の職員から見られないような措置を講ずること、部外者が執務室に入つてこられないような措置を講ずることを指導しています。

各担当課において、それぞれのマイナンバーを含む個人情報の取扱状況に応じて必要な措置や配慮をしているものと考えていますが、再度業務状況を点検して対応に不十分な点が確認された場合は、町情報セキュリティポリシーに準じて安全管理を見直していきます。

2点目の個人番号利用同意書の提出についてですが、これは「個人番号関係事務」実施者つまり事業所として、議員に個人番号等の提供をお願いしたもので、関係事務実施者は源泉徴収票や法定調書を作成し、税務署など所管官庁へ提出する義務があります。個人番号の提供を受けられない場合、法律で定められた義務

であることを伝え、経過等を記録、保存するなどして単なる義務違反でないことを明確にすることとなっており、事業所として課せられた義務ですので、個人番号の提供をお願いします。

3点目の職員の教育、勉強会についてですが、昨年度から番号制度対応のための職員研修を実施しており、制度全般の基礎的研修や条例整備対応、職員としての安全管理措置、情報漏えい対策、町情報セキュリティポリシーの遵守などについて勉強してきたところです。

4点目の毎日持ち歩くものか、大事に保管するものかについてですが、例えば役場や振興事務所の窓口へ社会保障や税といった個人番号を記載いただく必要がある事務手続きでお越しいただく場合、通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちいただきたいと思っています。それ以外は、通知カードやマイナンバーカードは大事に保管していただくのがよいと思います。

最後に内閣府、国税庁、厚生労働省からの回答についてですが、これは行政機関が行う「個人番号利用事務」実施者としての立場で回答されたものと考えます。個人番号の通知カードを紛失したり家に忘れたり、拒否したりして行政機関の窓口で申請者から個人番号の提供を受けられない場合、行政機関は住民基本台帳法に基づき住基端末を使用して、個人番号を保有する地方公共団体情報システム機構から当人の個人番号を取得し代わりに記載することは、番号法19条1項により可能となります。ただしこの場合、窓口に来られた申請者に対しては、申請書などに個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることを説明させていただきます。

大西恵子議員

「ふるさと教育」について

先日、郷土への誇りと愛着をもち心豊かにたくましい子どもを育むため「ふるさと教育」を推進している県教育委員会主催の「ふるさと教育フェスタ2015」が開催され、優れた取組みを実践している学校の表彰や児童生徒による発表や交流が行われました。そのオープニングを飾ったのは、坂内中学校の児童生徒による太鼓の実演で「ふるさと教育優秀校」として表彰もされました。児童代表による挨拶の中で「ふるさと教育」を通じて培った地元を愛する郷土愛と、地域の方々や学校教育によって生まれた坂内対話（自分の意思を素直にいつでも直ぐに表現できるレスポンスの良さと言う）について嬉しそうに素直な言葉で話してくれる姿に、同じ揖斐川町の間として大変誇りに思ったと同時に、教育は国家100年の計と言われる意味が改めて理解できました。人口減少社会、過疎化というネガティブなイメージとは真逆にポジティブな発想によつて地域のオンリーワン教育として活用できるのがこの「ふるさと教育」であり、真にふるさとの素晴らしさを知っていれば都会の価値観や経済的な優先順位だけではなく、この町へ戻って住んでくれるのではないかと思います。揖斐川町は伝統文化・芸能の宝庫であり、ここにしかない真にオンリーワンの宝だと思いますが、「ふるさと教育」についてどのように考え、今後町としてはどのように取り組んでいくのか教育長にお尋ねします。

教育長

「ふるさと教育」については、揖斐川町でも県と同じように各学校において充実するよう力を入れているところです。町内の小学校では地域で大切にされている祭り、踊りや太鼓などについて学び、引き継いでいこうとする取組みが多く、学校で行われており、中学校では小学校での学習をさらに発展させ自分たちができることを考え、植樹作業につなげたり、揖斐川を題材にした合唱に取り組んだり、地域行事へのボランティアに参加したりしています。子どもたちがふるさとについて学び、伝統を引き継いでいく活動を通してふるさとへの誇りと愛着をもつ子どもの育成を図ることは、町が目指しているところであり、第2次総合計画や現在策定中の町教育大綱、町の教育の方針と重点の中にも基本方針の一つとして明記され、ふるさと学習はふるさとを愛する心を育むとともに子ども自身が自分の生き方を考え、よりよい生き方を求めていくことにつながる価値のある学習であり、今後ふるさと学習をさらに充実させるため、開かれた学校づくりの推進を考えています。ふるさと学習では地域の方々を講師として招き、講師から学ぶ時間が欠かせず、地域の方々から学ぶことで誇りや愛着も深まっています。子どもたちに身に付けさせたい力の育成に向けて、さらに地域から講師を招き、目的のある学びを充実させ、公民館活動との連携を図り、地域での役割を自覚し地域に貢献できる子どもたちの育成を図っていきます。学校が開かれていく過程でたくさんの地域住民が学校へ集まり、ふるさと学習をよりよく進めていくための

情報や知恵が集まり、学校にとつてはそれが大きな財産となり、次へと引き継がれていくものとなります。今年度、第39回全国育樹祭で揖斐川町の子どもたちが発揮した力は、これまでのふるさと学習の一つの成果であり、あの時子どもたちが感じた達成感を次へと引き継いでいながらさらに発展させていきたいと考えています。教育委員会としては、今後も総合的な学習の時間を中心として、ふるさと揖斐川への愛着を深め、豊かな自然環境に学び、継承する活動を推進するとともに、今後その内容がより充実するよう努める所存です。

大西恵子議員

伝統文化・芸能の活用について

先日「アートいびがわ2015」が開催され、揖斐川町の文化・芸術レベルの高さの向上を伺い知ることができ、住民の伝統文化・芸術への意識、そしてその意識に対する町のバックアップがプラスされ継続され、この伝統文化・芸術が町の貴重な財産となりつつあることを実感しています。揖斐川町は中山間地域を含む広大な面積を持つ町であり、過疎化や人口減少が進む町であることは間違いありませんが、この伝統文化・芸能、質の高い芸術が財産としてあるこの町は、必ずや真の豊かさがあるオンリーワンの輝く町として継続できる宝がここにあると確信しています。町にはそれぞれの地域にそこにはしかないオンリーワンの観光名所や多くの伝統文化・芸能があります。今後東海環状西回りルートの開通や冠山トンネルの開通で福井とのつながりも早くなり、交流人口の増加が期待できますが、今後の町の観光の課題をどのように

認識しているのか、今後の方向性についてお尋ねします。また、揖斐川町の伝統文化そして質の高い芸術は、町の財産であると認識していますが、平成28年度はこの財産の活用についてどのような取り組みを進めるのかお尋ねします。

町長

町第2次総合計画にも掲げましたとおり定住人口の減少が見込まれる中、観光交流人口の拡大によるまちの活性化は当町にとって大変重要な課題であると認識しています。東海環状自動車道西回りルートの大野・神戸インターチェンジが平成31年度に開通する見通しであり、今年の4月末に国土交通省が着工式を行う冠山トンネル（県事業で着手する鉄嶺（くろがね）トンネルが完成した暁には、北陸・関西方面からの交流人口の増加が期待されることからこうした好機を捉えて準備を進めていきたいと思っています。当町には徳山湖や谷汲山華厳寺、両界山横蔵寺を始めとする数多くの優れた観光資源がそれぞれの地域に点在しており、いびがわマラソンなど集客力のあるイベントもあり、それらの魅力をさらに磨き上げるとともに周遊性を高め、観光交流人口の拡大に努めていきたいと思っています。町独自の取組みに加え養老鉄道存続を含め、近隣市町との連携をより一層強化しながら西濃圏域全体の観光交流の活性化のため、国内外に向けた効果的な観光プロモーション事業も推進したいと思っています。平成28年度の伝統文化の保存継承、文化芸術振興事業の主なものとしては、無形民俗文化財の保存伝承支援、15箇所 で伝承されている太鼓踊り調査の継続、特別企画展3人展の開催、揖斐祭り子ども

も歌舞伎特別披露、飛騨美濃歌舞伎大会の開催、地方（じかた）育成事業の継続、オベレッタなどアートいびがわ2016の開催支援事業などを実施したいと考えています。揖斐川町の伝統文化・芸術は、地域の宝、財産であり、生活資源、教育資源、観光資源として磨き「自然健康のまち いびがわ」の未来づくりに繋げていきたいと考えています。

大西政美議員

揖斐川町定住対策ゼロ円宅地事業について

人口減少や過疎化の急激な進行、合併に伴う財政支援措置の段階的な縮小など本町を取り巻く環境は、これまで以上に厳しくなることが予測されます。このような状況を踏まえ、揖斐川町ならではの地域特性や資源を最大限に活かしながら、町民と行政が協働・連携して各種の政策課題を解決するための方策を探り、引き続き住みよいまちづくりを進めることを目的とした町第2次総合計画が策定され、町長の所信表明で丁寧な説明がありました。新年度予算でも町の魅力を高めるための様々なソフト事業の取組みが見られ、若い世代の定住を図る大規模な経済支援制度である「0円宅地事業」がマスコミで紹介されて町内外から注目を浴びています。今後詳細な条件を検討して夏ごろの譲渡を目指す報道されていますが、人口減少に歯止めをかけ出生率の向上と転出者減に努めるようスピーディな対応で、この事業を今後どのようにPRし推進していくのか町長の考えを伺います。

町長

「0円宅地事業」は移住定住促進策として、住宅新築を条件に町有地を無償譲

渡する事業で、昨年10月に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略及び本年4月からスタートする第2次総合計画の主要事業として展開していきたいと考えています。今後詳細な条件等を整備し、制度の条例化に向けた準備を早急に進めるとともに事業候補地については、合併後統廃合した施設の跡地や未利用な町有地の中から土地の形状及び面積、また利便性や地域の実情等を総合的に判断して選定していきたいと考えています。今後のPR方法については、準備が整い次第、新聞テレビの報道機関や広報誌、ホームページなどを活用し、チラシ、看板なども作成して「0円宅地事業」を町内外に向けて広く発信していきたいと考えています。

大西政美議員

公共交通試行運転計画について

広大な面積の揖斐川町ですので他町のように簡単に実現は出来ないと考えますが、一つ一つ試行運転を重ねて、地域の交通弱者の皆さんが安心して出かけられるような仕組みが大切だと考えます。例えばコミュニティバスの幹線停留所から支線に乗り換えられるような仕組みが出来ないかと考えます。現在7路線ありますが、春日地区と谷汲地区で支線化に向けて、週2回小型バスが地区内を巡回しています。試行運転状況と今後の交通弱者対策についてお尋ねします。

町長

高齢化が進む中、交通弱者の移動手段を確保することは、通院や買い物といった日常生活を送る上で重要な課題であり、現在運行しているコミュニティバスや福祉バスの運行形態について、より良

い方法はないか中部運輸局の意見も伺いながら検討を進めているところです。

企画部長

公共交通試行運転計画についてですが、公共交通の一つであるコミュニティバスで集落や利用者が点在する町内において、全域を網羅することができれば最も良い方法であると考えています。しかし、車社会と過疎化が進み、公共交通機関を利用される方が減少しているのも事実であります。現在、谷汲と春日の一部地域で試行運転を行っているように診療所を幹線支線の乗り換え拠点として、一日3便、週2日間の運行といったような形態も選択肢の一つではないかと考えています。来年度も引き続き試行運転を続けながら町内全域の公共交通について、利用者の確保と収支改善の両面から検討し、生活交通の確保に取り組んでいきたいと考えています。

宇佐美直道議員

避難場所に災害時専用の特設公衆電話を設置することについて

新聞にも掲載されましたが、災害時は携帯電話が繋がりにくいため避難場所等に公衆電話を設置することにした自治体があります。現在当町内には60数か所に公衆電話が配置されていますが、設置場所は主に主要道路沿いで避難場所に近いとは限りません。N T T西日本には「特設公衆電話」というものがあり、自治体の要請に基づき避難場所等に回線を準備し、自治体が電話機を準備するもので、非常時のみ使用でき発信専用などとなっており、既に大垣市や養老町が「特設公衆電話」の設置に関しN T Tと覚書を締

結したことです。安心・安全のまちづくりには万が一の場合を考えてこのような備えも重要かと思いますが、いかがでしょうか。

町長

災害時に避難所に設置される「特設公衆電話」は、被災者や帰宅困難者が無料で利用でき、安否確認などに大きな役割を果たす大変重要な設備だと考えており、設置に関しても基本的に電話機と電話機コードがあればそれ以外の配線工事はN T Tが施工することとなり、町負担も少なく済みます。毎年実施している防災訓練でもN T Tの協力のもと、住民の皆さんに体験してもらっているつもりです。町においてもその必要性を考慮し、既に2月25日にN T T西日本岐阜支店と打合せ・現地確認を行い、現在設置に向けての協議を実施しており、指定避難所を中心に4月頃までに設置箇所等を決定し、順次作業を進めていきます。また、W i - F i の整備や携帯電話の電波が届かない地域の解消も順次進めており、災害時の手段としては、こうしたことを地道に行うことが大切だと思っています。

宇佐美直道議員

改めて問う「いつになれば町の中心地域に公園ができるのか？」

平成26年12月議会で掲題の児童公園の早期実現に向けて一般質問をしました。が、あれから1年以上経過したものの一向に話が進んでいるようには見受けられません。27年度予算でもふれあい児童公園設計業務委託料として前年に引き続いて約800万円が計上されていました。が、今回審議されている28年度予算を見

るとまた繰り越されています。町長は前回質問時に「住民のアンケートなどにより望ましい公園整備の調査を行っている。旧町民体育館跡地も有力な候補地」などと答えています。実現が先延ばしになるにつれて子供たちは恩恵を受けないまま成長していつてしまいます。早期の実現を期待していますが、現在の取組み状況について説明願います。

町長

幼稚園などの保護者の方へアンケート調査を実施し、子育て支援センター等にも出向いて、若い世代の方々からカラフルな遊具を備え芝生広場があるような公園がほしいなどその他にも多くの生の意見や要望を聞いたところです。28年度には順次整備を進めていく中で、森林（もり）づくりという意識を高めてもらうため、三輪・大和地区の城台山から資料館に向けての間等で、背中の山を一体とした児童公園を造るという県の森林（もり）づくり事業も順次進めてもらいます。旧町民体育館跡地もふれあい児童公園の候補地として整備するような体制は整えており、何とか早期に工事着手できるようにしたいと思っています。

宇佐美直道議員

白石川の架橋工事について

志津山地区を流れる一級河川白石川には、いび幼稚園の北側に架橋工事が長期間未着手の箇所があり、30年程前にこの辺りの土地改良事業が行われた際、橋を設置する前提で川岸まで農道が完成しましたがその後、橋は造られることなく現在に至っています。地元からは「川沿い

の旧道は幼稚園児の送迎の自家用車駐車場への出入り等で住民の車両通行に支障が出ており、橋の設置により送迎自家用車や通園マイクロバスの流れの分散・円滑化が期待される」「特に送迎車両が国道303号線へ出るには八丈岩の下との交差点は左右が見づらく、この橋を渡って農道経由で信号のある三栄自動車前交差点から国道に出るのが安全なコースになる」「近隣住民が生活道路として往来するのに便利になり、特に中学生の自転車通学は現在隣接の私有地を通ってこの農道を利用しており、そのような事態を早く解消したい」といった状況で早期の架橋や農道部分の拡幅の要望が出ています。この地域には「白石川改修計画」があるそうですが、それとの関連性の説明も含めて町としての考えを伺います。

町長

志津山地区の要望は以前から聞いていますが、現白石川の改修計画があり、現段階では改修計画の詳細が決まっていません。河川改修の河道拡幅により川幅が広がり堤防も高くなることが想定され、河川改修計画と併せてこの計画を進める必要があると思います。現在桂川の改修が最終段階にきており、桂川改修が終了すれば白石川の整備に着手してもらうよう県に強く要望しています。橋梁の架橋も必要だと思いますが、白石川は県管理の一級河川であり、町独自で架橋することはできませんので願います。

